

論説

高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について

—— 両漢魏晋南北朝の地方行政機構との比較を中心に ——

鄭 東 俊

はじめに

古代東アジアについては従来、中国王朝の法制度が周辺諸国（主に朝鮮三国と古代日本）に受容されたと指摘されてきたが、具体的に特定の国家においてどの時期の中国王朝の法制度が受容されたかについて、古代東アジアの国際秩序における各国の役割の面から説明しようとする試みはなかった。しかし、朝鮮三国の法制度が東アジアにおいてどのような位置を占めているのかを把握することは、古代東アジアの国際秩序における各国の役割を明らかにするうえで重要である。

高句麗は中国王朝との活発な交流と抗争の中で国家が発展したと認識されてきた。それにもかかわらず、高句麗

における法制度は、どのような背景のもとで制定されたかについては研究されてきたが、中国王朝の影響によって形成されたかどうかについては、関心も具体的な研究も不足している。法制度の中でも地方行政制度は、民衆支配の核心であるためより重要性が高いと思われる。本稿の検討対象である高句麗の地方行政制度は、具体的な史料が不足し研究が困難な状況にある。その理由は地方行政制度の運用実態を窺える史料がほとんど見えず、単に地方行政機構の存在とその構成を伝える史料しか残っていない点に求められる。しかし、少なくともその地方行政機構は中国王朝の影響下で制定されたと考えられている。

高句麗における地方行政機構については、六世紀中葉以降に南北朝の州・郡・県体制から影響を受けて形成されたという三層説が通説になっている。この三層説は、『翰苑』・『旧唐書』などに見える「大城・諸城・諸小城・城」の関係を「大城―諸城―諸小城・城」という三層と見なし、『隋書』などに見える「内評外評五部褥薩」をめぐる解釈にも深く関わっているものである⁽¹⁾（詳しくは第一節で後述）。

しかし、三層説は現存している断片的な史料に対する解釈のみに依存しており、前後の時代及び当時の周辺諸国との比較が行われていないため、根拠が不足しているといえよう。そもそも三層説が提示されるに至った原因は、六世紀中葉以降における高句麗の地方行政機構の改編という事実を過大評価し、それを高句麗における中央集権体制の成立と国家の先進性を裏づけるものとして認識したことにある。だが、地方行政制度の内容とその発展段階を詳しく検討したうえで中央集権体制の成立と国家の先進性を論じる必要性があろう。

本稿では、高句麗における地方行政機構について、両漢魏晋南北朝のそれと比較し、六世紀中葉以降における所

謂「三層説」を検討する。また、高句麗が中国王朝の地方行政機構を受容した経路も推定してみたい。

本稿の検討対象は「制度としての地方官」（以下、本稿では「制度としての地方官」を「地方官」といい、「人格としての地方官」である「地方官人」と区別する）の構成と職掌である。地方官の構成と職掌は地方行政機構の中心であり、なかでも高句麗については、これらに関する史料が集中的に残されている。そこで本稿では、主に褥薩の起源と性格、道使の役割、可邏達・婁肖の派遣範囲などを検討する。また、中国王朝の地方官の受容と変容に加えて、それらと当時の時代状況の齟齬にも注意したい。

検討にあたっては、高句麗の地方行政機構に関する史料と先行研究を再検討し、歴代中国王朝の地方行政機構の変遷を整理したうえで、高句麗の地方行政機構に関する史料と比較する。また、どの時期の中国王朝の地方官が高句麗の地方行政機構に影響を及ぼしたかを明らかにする。

一 高句麗と中国王朝の地方官

(一) 高句麗の地方官と大城・諸城

六世紀中葉以降の高句麗の地方行政機構に関する史料は、すべて中国王朝側の伝世文献である。⁽²⁾『三国史記』などには地方官（または地方官人）と解されるものに関する記事が極めて少ないため、高句麗の地方行政機構を論じるためには中国王朝側の伝世文献を検討することが有効であると思われる。⁽³⁾また、中国王朝側の伝世文献の編纂者は中国側の読者に内容を理解させるために、歴代中国王朝の地方行政機構に関する理解を前提として高句麗の地方行

政機構について記録したと考えられる。したがって、史料の内容を理解するためには、歴代中国王朝の地方行政機構の変遷を念頭に置いてそれと高句麗の地方行政機構を比較する作業が必要不可欠であると思われる。

まず、外評五部に関しては『隋書』卷八一、高句麗伝の記事を見ると、

復た内評外評五部褥薩有り⁽⁴⁾。

とある。これについては、その解釈をめぐって論争がある。一つ目は、それを「復た内評・外評・五部に褥薩有り」と訓読し、「五部＝王都」と「内評＝畿内（京畿）」を区別する見方である⁽⁵⁾。二つ目は、それを「復た内評・外評の五部に褥薩有り」と訓読し、「内評五部」と「外評五部」の存在を想定する見方である⁽⁶⁾。

しかし、前者は六世紀中葉以降に王都五部とは異なる「内評＝畿内」の存在を、後者は外評五部の存在を証明しがたいという問題がある。ちなみに、『北史』卷九四 高麗伝には「復た内評五部褥薩有り」とあり、第三の見方が提起される可能性もある。

諸説に共通することは、外評五部を広域の行政区域と想定せず、褥薩を最上位の地方官と認めている点である。その上で、外評五部の存在を否定する意見は、「五部＝王都の部族的な区画（または行政的な区画）」と把握している⁽⁷⁾が、部族的な区画としての五部は、平壤遷都以前になくなり、その範囲が王都より広く「内評＝畿内」に似ている⁽⁸⁾と考えられる。五部を平壤遷都以降の王都の行政区域と把握しても、別の畿内が史料から見つからないため、現在の状況では「内評＝畿内」かどうかは判断しがたい。

外評五部の存在を認める先学は、軍事的な性格を強調し軍管区として理解している⁽⁹⁾。この見解では『隋書』高句

麗伝の記事を「復た内評・外評の五部に褥薩有り」と訓読し、「内評五部」と「外評五部」の存在を想定している。しかし、「内評」と対比される「外評」の存在は十分に認められるが、その「外評」が実際に「五部」であったかは検証しがたい。

つまり、「隋書」と「北史」に見える「五部」は平壤遷都以降のものであるために王都の部族的な区画とは認めがたいが、王都の行政区域という概念が含まれると見なしても大過なからう。ただし、王都の行政区域である「五部」が「内評五部」を指すのか、あるいは「内評」・「外評」とは異なるものを指すのかは分からない。したがって、「隋書」の記事をどのように訓読するかは現在の状況では判断を留保せざるをえない。

しかし、「隋書」の記事から最上位の地方官である褥薩の存在を認めることは可能である。ちなみに、史料上に現れている褥薩の役割を分析してみれば、褥薩がどのような職掌と位置づけを有する地方官であるかを把握できる。褥薩に関する史料として、『三国史記』卷二一、高句麗本紀九・宝臧王上の四年（六四五）五月条がある。

①北部褥薩の高延壽・南部褥薩の高惠眞、我軍及び靺鞨兵十五萬を帥いて安市を救う。：延壽・惠眞、其の衆三萬六千八百人を帥いて降るを請い、軍門に入りて拜伏し命を請う。帝、褥薩已下の官長三千五百人を簡らび、之を内地に遷す。餘は皆な之を縦ち、平壤に還らしむ。：高延壽を以つて鴻臚卿と爲し、高惠眞を司農卿と爲す。

②高延壽・高惠眞、帝に請いて曰く、「：烏骨城褥薩、老耄して堅く守る能わず、兵を移して之に臨めば、朝に至れば夕に克つ。其の餘の當道の小城、必ず風を望みて奔潰せん。然る後其の資糧を收め、鼓行して前めば、

高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について

鄭東俊

第九十七卷

三八九

平壤は必ず守られず。⁽¹⁰⁾」

『旧唐書』・『新唐書』の高麗伝などにもこれとほぼ同様の内容が伝えられている。これ以外に褥薩の役割を示す史料は見られない。

①は北部・南部の褥薩（褥薩の異表記。以下、「褥薩」と統一する）である高延寿・高惠真に関する記述である。両人は一五万の大軍を率いている指揮官であり、唐に降服する際にも全軍の代表として挙げられている。さらに、降服してから鴻臚卿・司農卿（従三品）になっており、高句麗でもかなり高い官位を持っていた官人であった。⁽¹²⁾①の北部・南部が五部か内評五部か外評五部かについては議論があるが、どれが妥当であるかはこの史料だけでは判断としない。

②は烏骨城の褥薩がどのような位置づけであったのかに関する記述である。烏骨城は王都でも畿内でもない地方であるため、その褥薩は内評五部または内評に置かれたものではなく、地方の大城に置かれたものと見て間違いない。問題はこれを外評五部に置かれたものとして認められるかどうかである。ちなみに、②で高延寿・高惠真は烏骨城が陥落すると、その周辺の小城も唐軍に寝返つてくると主張している。さらに、兩人の話から烏骨城にはかなり多くの軍資と軍糧があることも窺える。以上のことから烏骨城は広い範囲の軍管区を統轄する拠点であると推定される。その広い範囲の軍管区が外評五部かどうかは判然としないが、烏骨城はその数が幾つか分からない外評と呼ばれる軍管区⁽¹³⁾の治所であることは確かであろう。

高句麗が地方行政機構を設置した時代背景を考えれば、外評が存在した可能性は高いと思われる。高句麗は五世

紀に強い王権の下で政治的に安定したが、六世紀前半から王位をめぐる争いが頻発し政治的に不安定になった。さらに六世紀中葉以降は、突厥の勢力拡大と北周の華北統一などが続き、効率的な防衛体制の必要性が高くなる時期でもあった。このような時代背景の下で設置された地方行政機構であれば、行政的な側面よりは軍事的な側面が重視されたと考えられる。そのため、『隋書』に見える「外評」が『三国史記』の記事から広域の軍管区である可能性を想定でき、その「外評」の最上位の地方官として褥薩が存在したことを確認できた。さらに、「内評」「外評」との関係が判断できないものの「五部」の地方官として褥薩が存在したことも『三国史記』などから確認できた。

高句麗には褥薩以外にも多様な地方官が存在した。次に高句麗の地方行政機構を伝える『翰苑』卷三〇、高麗伝を見ると、

官は九等を崇ぶ。高麗記に曰く、「…又た其の諸大城に僭薩を置き、都督に比す。諸城に處閭近支を置き、刺史に比し、亦た之を道使と謂う。道使の治所は之を名づけて備と曰う。諸小城に可邏達を置き、長史に比す。又た城に婁肖を置き、縣令に比す。」⁽¹⁴⁾と。

とあり、同様の内容を伝える『旧唐書』卷一九九上、高麗伝を見ると、

外に州縣六十餘城を置く。大城に僭薩一を置き、都督に比す。諸城に道使を置き、刺史に比す。其の下に各々僚佐有り、曹の事を分掌す。⁽¹⁵⁾

とある。『翰苑』高麗伝所引の『高麗記』（以下、『高麗記』と略称する）は、六四一年に高句麗に使用してきた唐の陳大德（職方郎中）が帰国後に高句麗の地理・風俗関係の情報をまとめた報告書であると推定され、七世紀前半にお

高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について 鄭東俊

第九十七卷 三九一

ける高句麗の地理・風俗関係の情報を伝える同時代史料として史料価値が高いと評価できる。『高麗記』からは、大城には都督に相当する僣薩（褥薩の異表記。以下、「褥薩」と統一する）を、諸城（備）には刺史に相当する処閭近支（道使。以下、「道使」と統一する）を、諸小城には長史に相当する可邏達を、城には県令に相当する婁肖を置いたことが分かる。

諸小城の可邏達は長史に相当すると伝えられているが、両漢魏晋南北朝において長史は地方行政機構の補佐官として属僚を統轄する上佐であり、『高麗記』のように地方行政機構の責任者として現れているのは、東晋・南北朝における長史が都督・刺史に属して彼らを輔佐しながら治所の郡を管轄した事例¹⁷⁾しかない。それ以降、隋の文帝期には総管府と州に長史を置いたが、煬帝期に州の長史と総管府が廃止され、唐初には総管府（都督府）が復活したが、長史は高宗が即位（六四九）するまで復活しなかつた。¹⁸⁾

つまり、『高麗記』が編纂されたと思われる六四一年頃（具体的には『高麗記』に基づいて高句麗遠征の計画を立てた六四四年以前）には唐に都督府と州は存在したが、そこに長史は設置されていなかったため、この「長史」は東晋・隋の文帝期に存在したものを指していると考えられる。さらに、隋の文帝期には総管府と州の長史が治所の県を管轄した事例が見られないため、『高麗記』の長史は東晋・南北朝のそれを指すのであろう。ちなみに、東晋・南北朝における長史は職掌などが変化せず基本的に將軍府の所屬であるため、可邏達の軍事行政的性格が窺える。¹⁹⁾

一方、婁肖については『高麗記』以外に関連史料が見られないため、それと同様のものと見なされている「県令」からその役割と位置づけを推定することしかできない。県令は県の長官であり、漢代以来、それと関わる変化は、

その上官が両漢魏晋南北朝のように太守であるか隋唐のように刺史であるかということ以外にはほとんど見られない。『高麗記』に見える県令は太守と一緒に記されていないため、隋唐のようにその上官は刺史である。

『高麗記』に見える長史は東晋・南北朝のそれを指していると考えられるため、それは都督または刺史の上佐として治所の郡を管轄し、行政上では太守と同格であった。特に『高麗記』に太守と一緒に記されていないことに注目すれば、そこに見える長史は行政上で県令と同格であると見られる。したがって、諸小城の可邏達は城の妻肖の上位ではなく行政上の同格であり、褥薩に直属し軍事的に重要な城（諸小城）を治める地方官ではないかと考えられる。

『旧唐書』高麗伝からは、大城・諸城の合計が六〇余であり、大城には都督に相当する褥薩一人を、諸城には刺史に相当する道使を、褥薩・道使の下に僚佐（『新唐書』高麗伝には「参佐」。以下、「僚佐」と統一する）を置いたことが分かる。大城・諸城を併せて数えており、上下関係を設定せずに同様の構造を持っていると伝えている。また、褥薩と「州縣六十餘城」の僚佐に類似する記述が『周書』（対象年代：五三五～五八一）高麗伝に見えるので、上記のような地方行政機構は六世紀中葉から存在したと考えられる。

七世紀中葉について記した諸史料には高句麗の「遼東城長史」とその属僚である「部下」・「省事」が見え、この遼東城長史は遼東城の可邏達であることに間違いない。遼東城は墓誌史料によると褥薩の駐在地であると考えられ、褥薩の下に可邏達が存在したことが確認できる。『周書』・『旧唐書』の高麗伝に基づくと、褥薩が治める大城と道使が治める諸城は共に僚佐を配置しており、大城と諸城が同様の構造を有していると考えられるため、道使の下に

も可邏達が存在したと推定される。したがって、褥薩と道使は共にその下に僚佐を置き、可邏達がそれらの僚佐を上佐として統轄したと見て大過なかるう。

『高麗記』と『旧唐書』高麗伝における問題は、高句麗の地方行政機構を大城・諸城―諸小城・城の二層と想定するか、大城―諸城―諸小城・城の三層と想定するかである。この問題を解決するには、両説において異なる部分分は褥薩・道使の関係であるため、それに相当する中国王朝の都督・刺史の関係を分析する必要がある。

高句麗の地方行政機構における三層説は、『高麗記』に重点を置き、大城―諸城―諸小城・城の三層として想定するものである。⁽²⁴⁾しかし、褥薩・道使を各々都督・刺史に擬えることは唐初の認識である。⁽²⁵⁾唐初の都督は、軍令権を持たず、その役割は軍事行政上・行政手続き上では管轄内の刺史から奏上された文書や物資をまとめて中央政府に送ることに留まり、行政上は刺史と同様に異令を統轄したので、刺史とほぼ同格である。⁽²⁶⁾さらに、褥薩については先述したように軍事的役割に関する史料しか伝えられておらず、道使を統轄する行政的役割を果たしていたことを示す史料は見出せない。また、三層説は六世紀中葉以降を対象とし、四世紀―六世紀前半においては守事(太守)―宰という二層の地方官による拠点支配を想定している。⁽²⁷⁾

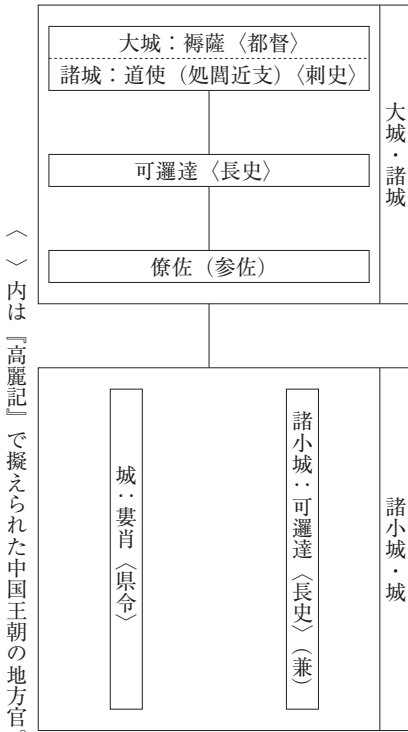
一方、高句麗の地方行政機構における二層説は、『旧唐書』高麗伝に重点を置き、大城・諸城―諸小城・城の二層として想定するものである。⁽²⁸⁾先述のように褥薩を都督に、道使を刺史に擬えることは唐初の認識であるため、二層説では両者の関係を同格として把握している。二層説は六世紀中葉以降を対象とし、四世紀―六世紀前半においては守事(太守)―宰という二層の地方官を想定しながら、一時期守事(太守)の治める地方行政機構の代わりに

郡が設置されたと想定している。

つまり、高句麗の地方行政機構において大城の褥薩と諸城の道使は、行政上ではほぼ同格である唐初の都督と刺史に擬えられているので、同じ層の地方官として見なしても大過なからう。したがって、その意味では三層説よりは二層説の方が妥当ではなからうか。

以上の検討結果を簡単にまとめると、(図1)のようになる。

〔図1〕 六世紀中葉における高句麗の地方行政機構と地方官



高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について

鄭東俊

第九十七卷

三九五

(二) 両漢魏晋南北朝の

地方官と州・郡・県

高句麗の地方行政機構と比較するために、まず両漢魏晋南北朝のそれを検討する。簡単にまとめれば、漢代の地方行政機構は郡県を中心としたが、魏晋南北朝になると州の刺史や都督が地方行政機構の中心となるなどの変化が起きた。ただし郡県の地方官は後述するように変動も少なく、本稿で議論すべき高句麗の地方官との類似性もそれ

ほど見られないので、郡県の地方官については変遷を簡単にまとめるだけに留めておきたい。

州に関して各時代別の変化を確認すると、前漢における刺史の性格については、単なる監察官に過ぎないという意見が多い⁽³⁰⁾。設置当初から「行政監督権」をもっていたという議論もあるが、これに対しては異論がある⁽³¹⁾ことから、本稿でも監察官とする見方に従いたいと思う。

刺史の職権範囲については、後漢では軍事権・行政権が共にまだ確立されておらず、これらは曹魏に確立されたと考えられる⁽³³⁾。後漢代には、軍事権は大規模な反乱など太守の軍事力では抑えられない場合のみ、軍事監督の形で与えられている⁽³⁴⁾。行政権については、時代の進展につれて郡太守と同様の位置を占めるようになり、その下に従事史・仮佐などの属僚を設置して州治に常駐するようになった⁽³⁶⁾が、その主な職掌は依然として太守・県令の監察であった⁽³⁷⁾。このような状態は後漢末になってから変化し、刺史は「監軍使者」を兼ねて將軍号を帯びる「州牧」として独立勢力化し始め、軍事監督権と徴兵・徴税などの行政権を一部掌握することによって地方において皇帝の主権を委譲されるようになった⁽³⁸⁾。

魏晋以降の都督と刺史については、曹魏の都督は主に「軍目附け」として派遣されて軍事監督を行う皇帝の使者としての性格が強く、独立勢力化しつつあった「州牧」制の欠陥を補うために「州牧」や各種の軍事集団を監視する官として制度化したが、次第に軍事指揮権を握り、時には刺史を兼ねて行政権をも掌握するようになった⁽³⁹⁾。すなわち、曹魏における都督そのものは軍事監督権のみ有し、軍事指揮権は將軍号に基づいて与えられていたが、次第に將軍任官者同士の序列を表示するという將軍号の官階的機能が強くなるにつれて、都督そのものが軍事指揮権を

有するようになった。都督が刺史を兼ねることは曹魏においてはまだ普遍的とはいえず、むしろ都督と刺史が対立すること⁽⁴⁰⁾もあった。

その一形態である「州都督」は軍事面では刺史の上官であったが、行政面では刺史と同格であったことが知られている。州都督は本来は一定区域の軍事を担当していたが、東晋から刺史を兼ねて治所（州）における行政権も掌握するようになった⁽⁴¹⁾。つまり、都督は管轄下の州のうち治所が置かれた州以外には行政権を及ぼすことができなかつたといえる⁽⁴²⁾。刺史は都督を兼ねているかどうかに関係なく將軍号をもって幕府を開き、將軍府と州府の二重組織のもとで將軍府の方を重視した⁽⁴³⁾。以上のようなことは、主に東晋・南朝において現れた現象であるが、北朝の場合もそれほど差異はなかつたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

要するに、前漢では単なる監察官に過ぎなかつた刺史は次第に職権を拡大し後漢から州治に常駐するようになり、後漢末から独立勢力化し始め、「州牧」として行政権・軍事権を一部掌握した。したがって、曹魏以前にはまだ軍事権・行政権は共に確立されていなかったといえる。州都督は、曹魏・西晋では軍事面における刺史の上官であったが、東晋以降、治所の行政権を有するにつれて都督を帯びていない刺史と行政面では並列関係となった。

郡県における各時代別の変化を確認したい。「漢書」百官公卿表、「続漢書」百官志、「晋書」職官志、「宋書」百官志、「南齊書」百官志、「魏書」官氏志、「隋書」百官志などによると、両漢魏晋南北朝における郡の長吏はすべて王朝で太守・郡丞（または長史）であることが共通している。漢代に郡の長史であった都尉は後漢初期に廃止されたが、廃止されて以降も臨時官として存続したことが分かる⁽⁴⁵⁾。また、後漢末においては曹操が特定の郡に都尉

を設置したことが見え、それ以降、曹魏・西晋までは郡都尉と考えられる「都尉」の用例が見える⁽⁴⁶⁾。つまり、両漢魏晋南北朝における郡の長吏の変動は、都尉についてのみ確認できる。なお、前掲の諸史書によると、両漢魏晋南北朝における県の長吏は県令（または県長）、県尉、県丞であり、その構成に変化はほとんどなかった。

二 高句麗の地方官における中国王朝の影響

(一) 中国王朝の地方官の影響と変容

本節では、第一節(一)と(二)の検討結果を比較して、その類似点と相違点に基づき、中国王朝のどの時期の地方官が高句麗に影響を及ぼしたのかということと、その制度が影響を及ぼした後に高句麗の地方官がどのように変容したのかということについて述べてみたいと思う。ただし、どの時期の中国王朝の地方官が高句麗に影響を及ぼしたのかということとその経路については、現在それを直接的に立証できる史料が全くないため、当時の歴史的状况から推定してその範囲を絞る作業に留めておき、新しい史料の出現を待つことにする。

第一節の(一)の検討結果を要約すると、以下の通りである。褥薩は基本的に大城を治める地方官であるが、外評という軍管区を統轄している指揮官(司令官)としての役割も有していた。褥薩の治める大城と道使の治める諸城は、軍事上では軍管区の治所としての大城が諸城を統轄しているように見えるが、行政上では両者間の統属関係は見られない。

要するに、六世紀中葉以降における高句麗の地方行政機構は軍事面では外評―備―城の三層のように見えるが、

行政面で大城・諸城―城の二層のようになっており、外評は広域の行政区域としては捉えられないが、軍管区と見なすことはできると考えられる。

第一節の(一)の検討結果から六世紀中葉における高句麗の地方行政機構に見える特徴は、以下の三点である。

一点目は、六世紀中葉からは地方行政機構が三層構成になっているように見えることである。それ以前には二層(守事―宰の治める地方行政機構)であった。二点目は、褥薩の軍事的性格である。高句麗の褥薩は、先述したように軍事面では備の処閭近支(道使)を統率していた。三点目は、大城と諸城が行政面ではほぼ同格であることである。

他に可邏達の存在も目立つ。可邏達は「長史」に擬えられており、南北朝時代における「長史」の事例を参考にすれば、『旧唐書』高麗伝に見える「州縣六十餘城」の「僚佐」の頭として『周書』高麗伝に見える「遼東・玄菟等數十城」の「官司」を統轄すると同時に、地方官として軍事的に重要な城を治めたと考えられる。

つまり、高句麗においては、地方行政機構が表面上は三層に見えても実際は二層のようになっており、外評の存在は軍管区として認められる。

以上の検討結果から六世紀以降の高句麗の地方行政機構における中国王朝の影響を論じると、後漢末の「州牧」や東晋・南北朝の都督と刺史における府官制から影響を受けたことが想定できる。

つまり、軍管区としての外評を治めた褥薩は、治所としての大城に駐在しながら道使に対する軍事的な監督権と直属部隊の軍政権・軍令権を有しており、この点において太守に対する行政的・軍事的な監督権と直属部隊の軍政権・軍令権を持ち、しかも治所を有する後漢の「州牧」⁴⁸に似ていた。また、褥薩と道使における可邏達は、大城と

諸城で各官司を統轄しながら地方官として軍事的に重要な小城を治め、僚佐は大城と諸城で各官司を分担したので、東晋・南北朝の都督と刺史における長史などの府官制から影響を受けたと考えられる。⁽⁴⁹⁾

但し、東晋・南北朝の都督と刺史の下には將軍府と州府の二重組織が存在して將軍府の方を長史が統轄したが、高句麗では君主以外に將軍号を有した事例が見られないために、褥薩と道使の下に州府のような行政組織とは別に將軍府のような軍政組織が存在した可能性は低く、軍政と行政を兼ねる一つの組織を可選達が統轄したと考えられる。これは府官制が高句麗で変容された事例であるといえよう。

また、広開土王期（三九一～四一三）に初めて見える「守事」は、「宰」の上官であることや名称の類似性から中国王朝の「太守」の影響を受けたと考えられるが、上官が存在しないことに注目すると、まだ刺史がその上官として確立されていなかった漢代の「太守」に比較的似ていると考えられる。諸城―城の組織は四世紀～六世紀前半における守事―宰の治める地方行政機構を継承したものと考えて大過なからう。

以上の検討結果に基づくと、六世紀中葉以降の高句麗の地方行政機構が東晋・南北朝から影響を受けた部分は都督制（そのうち府官制）に過ぎないといえる。実際に、六世紀の高句麗の状況からは、東晋・南北朝（特に東晋・南朝）の地方行政機構を受容すべき歴史的背景がほとんど見えない。その理由として、以下の二点を挙げるべきである。

一点目は、東晋・南朝の地方行政機構は、地方を強力に支配・統制するという目的で設置したにも拘わらず、地方官人の独立性を強化するという結果を生み出したので、中央集権を指向する高句麗の状況には合致しないとい

うことである。もっとも、高句麗における都督制（府官制）の採用はこれに反するが、これは後述するように北朝からの影響である可能性が高い。他方、後漢末の「州牧」は、二重体制（将軍府・州府）や郡県に対する軍事権・行政権を有する北朝の都督・刺史より独立性が弱いので、中央集権を指向している高句麗の状況に適合している。この点で北朝よりも後漢の影響の方が強いといえる。ただし、後漢末の「州牧」は魏晋南北朝の刺史ほどではないが、州の軍事・行政を一部掌握しており、もとより独立勢力化しやすい存在であった。そのため、褥薩に「州牧」の影響があつたとしても、六世紀中葉以降の高句麗においては行政面よりは軍事面を重視せざるをえなかつたため、行政監督権などは与えなかつたと考えられる。

二点目は、高句麗に東晋・南朝の地方行政の運営方法を把握している専門家は多くなかつたということである。⁵¹高句麗は東晋・南朝とも外交関係を有していたが、制度の受容を媒介できる東晋・南朝からの亡命者・流民などは史料から検出できない。一方、高句麗が都督制（府官制）を採用していることは、北魏からの影響で説明できよう。高句麗と北魏の間では共に北方の非定住（遊牧・狩猟など）系統種族から次第に農耕化・定住化・漢化したという共通性があり活発な人的移動があつたので、地方行政機構を設置して運用する時にも参考になる点が多かつたと推定される。

しかし、この場合も、北魏の「刺史」は太守の行政的な上官であるのに対し、高句麗の「褥薩」に類似している後漢末の「州牧」は軍事監督権と一部の行政権（徴税・徴兵の監督権）しか持つておらず太守の行政的な上官とはいえないので、北魏の地方行政機構に対する専門家が及ぼした影響は都督制（府官制）の一部導入に留まつたと考え

られる。しかも、後漢の「州牧」も北魏の都督制（府官制）も、高句麗の地方官のうち「褥薩」と「可邏達」・「僚佐」に制度の変容などの影響を与えるのみであったと推定され、「道使」と「婁肖」は四世紀～六世紀前半における守事―宰を継承したと考えられるので、北魏の「刺史」や「太守」・「県令」などが高句麗の地方行政機構に影響を与えたとは考えがたい。

さらに、四世紀末～六世紀の「守事」は漢代の「太守」から影響を受けたと推定されるが、高句麗は前漢・後漢から地方行政機構を受容するほどの外交通路を確保していない。⁵³「守事」が見える以前には前燕の慕容皝（在位三八〇～三九六）から冊封されたり、前秦の苻堅（在位三五七～三八五）から仏教を受容するなどの外交関係を持っていたが、⁵⁴両王朝の「太守」は「刺史（または州牧）」が上官として存在している西晋の制度をモデルとしたため、⁵⁵高句麗の「守事」に影響を与えたとは考えがたい。

ただし、前燕の慕容皝期（三三三～三四八）と建国以前の慕容廆期（二八五～三三三）における「太守」は「刺史」が上官として存在していないため、⁵⁶高句麗の「守事」に影響を与えた可能性がある。この時期には活発な人的移動があったが、これについては後述する。

（二） 中国王朝の地方官の影響経路

前項の検討結果をまとめると、高句麗の地方官のうち四世紀後半以降の「守事」は慕容廆期と前燕の慕容皝期の「太守」の、六世紀中葉以降の「褥薩」は後漢末の「州牧」の、「可邏達」・「僚佐」は北魏の都督制（府官制）の影響

響があると考えられる。では、影響経路はどのようであったのか。「守事」の影響経路については、慕容廆期と前燕の慕容皝期に華北地域から亡命した人々を想定できる。そのような人々としては、慕容廆期における東晋の平州刺史であった崔曄（三一一年亡命）や前燕の慕容皝期の官人である冬寿・郭充（三三六年亡命）、封抽・宋晃・游泓（三三八年亡命）などが挙げられる。⁽⁵⁷⁾このうち慕容廆期の崔曄は東晋の平州刺史として慕容廆によって遼西から追い出され、刺史が太守の上官として存在していた時期の地方行政機構に関する情報を伝えた可能性はあるが、「守事」の上官は存在しないため、彼が伝えた情報が「守事」の設置に影響を与えたとは判断しがたい。一方、慕容皝期の冬寿は刺史を設置する以前の前燕の官人出身であり、彼の墓である安岳三号墳とその墨書銘から高句麗で定着して官人として活躍したことが確認できる。⁽⁵⁸⁾しかも彼の一族であると考えられる「佟利」の墓からも同様のことが確認できる。⁽⁵⁹⁾したがって、「守事」の影響経路は前燕の慕容皝期に華北地域から亡命した人々を想定しても大過なかるう。

「可邏達」・「僚佐」の影響経路については、六世紀前半に華北地域から亡命した人々を想定できる。北魏の末期である六世紀前半の華北地域では、鎮兵の反乱によって流民が多く発生してその一部が高句麗に亡命し、その長（所謂「流民帥」）は高句麗で官人として活躍した痕跡がある⁽⁶⁰⁾ので、所謂「流民帥」に先述した北魏の都督制（府官制）に関する専門家がいた可能性は高いと考えられる。彼らは六世紀中葉における地方行政機構の設置に関わっていたのであろう。

「守事」と「可邏達」・「僚佐」がほぼ同時代の制度から影響を受けたと考えられるのに対して、「褥薩」が四〇〇

年近く離れた時期の制度が受容されたものである点は注目すべきである。定期的な使節派遣や亡命者もたらした中国王朝の地方官の情報が高句麗に影響を及ぼしたわけではないとすると、次に楽浪郡を経由した影響の可能性を考えてみる必要がある。楽浪郡には郡の太守が現地で採用した属吏など、地方行政機構の運用方法を把握している専門家が少なくなかったと考えられ、楽浪郡を通じて高句麗などの朝鮮諸国に知られた中国王朝の地方官は、中国王朝が楽浪郡に影響を及ぼした最後の時期である曹魏の正始年間またはそれ以前のものであったと推定される⁽⁶¹⁾。

中国王朝の地方官が高句麗に影響を及ぼした経路を考える上で楽浪郡と並んで注目すべきは、公孫康が三世紀初めに楽浪郡の南部を分けて設置した帯方郡である。土着漢人が楽浪郡に定着した時期は、墓制や遺物から後漢初期の一世紀前半と考えられている⁽⁶²⁾。また、後漢から渡来した人々は帯方郡を新設した三世紀初めに、同郡に定着したと推定され、同時代の中国文明に対する理解度が楽浪郡の土着漢人に比べて高かったと考えられる⁽⁶³⁾。

高句麗地域の漢系墳墓は石室封土墳と埴室墓がある。それらは四〜五世紀と編年され、四世紀初めに楽浪郡と帯方郡が遼西へ移動させられて以降に該当する。石室封土墳はもとより合葬木槨墓を造営してきた旧楽浪郡出身者とその後裔が造営したが、埴室墓は三世紀初頭に後漢から渡来した旧帯方郡出身者とその後裔が造営したと推定される⁽⁶⁴⁾。特に前者は楽浪郡の遼西移動によってその有力な土着勢力が遼西の僑郡に移動したため、残存した弱小勢力が高句麗や周辺勢力の影響下で墓制を改変したことを意味するのであろう。曹魏〜前燕の華北地域からの亡命者は石室封土墳が活発に造営されてきた遼東・遼西地域の出身であるため、石室封土墳の造営を主導したと考えられる⁽⁶⁶⁾。一方、後漢の華北地域からの亡命者は移住時期および出発時点が旧帯方郡出身者と同様であるため、高句麗での役

割と造営する墳墓の様式もほぼ同様であったと推定される。

石室封土墳と博室墓を造営した漢人勢力は主に五世紀から高句麗の外交において活躍している⁽⁶⁸⁾。彼らが活躍したのは、「守事」が現れる時期の直後であり、高句麗の地方行政制度に「褥薩」などが設置される以前のことである。このことから、後漢からの亡命者と旧帯方郡出身者の後裔が後漢末の「州牧」を中心とする地方行政機構の運用方法を把握した⁽⁶⁹⁾うえで、六世紀中葉における地方行政機構の設置に関わっていたと考えられる。石室封土墳を造営したことから見えるように、旧楽浪郡出身者の後裔は曹魏→前燕からの亡命者の影響下に編入され、四世紀後半における郡県制の受容を補助したのではないかと思われる。

要するに、第二節(一)で検討したように高句麗の地方行政機構が東晋・南北朝のそれから影響を受けた部分は都督制(府官制)に過ぎないため、中国王朝から影響を受けたとすれば、西晋以前のそれからの影響であろう。さらに影響経路を推定してみると、楽浪郡・帯方郡を経由して後漢代の地方行政機構から影響を受けた可能性が想定できるといえよう。

これは六世紀における高句麗の歴史的背景からも窺える。高句麗の場合、第一節(一)で述べたように、既存の地方行政機構を整備し在地勢力に対する統制を強化する必要があるが、在地勢力の反発も意識しなければならなかったと考えられる。その場合、郡県制のように直接的で強力な地方行政機構よりは、後漢末・曹魏のように在地勢力の既得権も少しでも認定する地方行政機構を参照して既存の制度を整備する方が、その目的を達成するには有利であったと思われる。地方行政制度に東晋南朝ではなく北朝の都督制(府官制)の影響が見えるなど、高句麗が百済

より多く在地勢力の既得権を認めていることも、このような歴史的背景と関係するであろう。

ただし、「守事」を設置した広開土王期は高句麗が領域を拡大し王権も強化したと認められる時期であるため、六世紀中葉より在地勢力の反発を意識することも少なかつたのではないかと思われる。その結果、郡県制のように直接的で強力な地方行政機構の中心である「太守」を参照して「守事」を設置することができたが、在地勢力の反発が多くはないが存在したため、その上の「刺史」や「州牧」に類似する地方官を設置せず、その下の「宰」は在地勢力を任命する形で妥協したと考えられる。

おわりに

以上、本稿では高句麗の地方行政機構における所謂「三層説」の当否を明らかにするために、高句麗の地方行政機構と両漢魏晋南北朝のそののうち、地方官の構成と職掌を主に比較・検討した。

高句麗の地方行政機構は、軍事上は外評―備―城の三層、行政上は大城・諸城―城の二層であった。中国王朝の刺史は、前漢の武帝期に監察官として設置され、後漢から州治に常駐し、さらに後漢末の「州牧」の登場以降、行政・軍事権を掌握し始めるようになった。中国王朝の都督は、曹魏・西晋までは単なる軍事監督官に過ぎなかったが、東晋・南北朝では治所の刺史を兼ねて地方長官として独立性を有するようになった。中国王朝の郡県において、郡は太守・都尉・郡丞、県は県令・県尉・県丞という長吏で構成された。

高句麗の「褥薩」は、主に後漢末の「州牧」から影響を受け、さらに高句麗の「守事」には前燕の慕容皝期にお

ける「太守」の、「可邏達」と「僚佐」には北朝の都督制（府官制）の影響があると考えられる。高句麗は主に華北地域からの亡命者を通じて中国王朝の地方官の影響を受けたが、楽浪郡・帯方郡を經由して一部影響を受けた可能性も想定できる。これらのことから、高句麗の地方行政機構は、南北朝期のような三層（州―郡―県）からではなく、それ以前の二層（郡―県）から影響を受けて成立したものであったと考えられる。

本稿の意義は、高句麗の地方行政機構が後漢代のその影響下で設置された可能性を提起した点にある。その問題提起から新たに想定できる可能性が一つある。それは、高句麗の影響下で成立したといわれる七世紀における古代日本の地方行政機構の起源を後漢代のそれに求められる可能性があるということである。

ただし、本稿には、地方官のみを比較・検討して、古代東アジアにおける地方行政制度の影響と変容を論じたものであるという点で限界があることも事実である。そのため、今後は検討の幅を広げて、百済・新羅の地方行政制度なども比較検討するつもりである。それに基づき、古代日本の地方行政機構の起源を探ることも期待できる。

註

(1) 山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織」『古代朝鮮と日本』、

龍溪書舎、一九七四年、一五八―一六一頁が代表的である。

他の三層説は註(24)を参照。

(2) 以下に引用する史料について、中国正史は中華書局の標点校勘本を、『翰苑』は吉田光男「翰苑」註所引「高麗

記」について——特に筆者と作成年次——「『朝鮮学报』八五、一九七七年の校訂文を底本とした。

(3) 『周書』高麗伝には、註(20)に示したように地方行政機構に所属している地方官が見えない。『北史』高麗伝は『隋書』高句麗伝と文字の異同があるが、それは本文で取り上げた。『新唐書』高麗伝と『通典』以降の類書にお

ける高句麗関連の記録は、ほとんどが『翰苑』高麗伝・『旧唐書』高麗伝に基づいており、それらと異なる独自の内容を伝えていないので、検討の対象としない。

- (4) 復有内評外評五部褥薩。(『隋書』卷八一、高句麗伝)
- (5) 末松保和「朝鮮三国・高麗の軍事組織」『青丘史草』一、私家版、一九六五年、六七～六九頁。武田幸男「六世紀における朝鮮三国の国家体制」『東アジア世界における日本古代史講座』四、学生社、一九八〇年、三八～四〇頁。노태돈『고구려사연구』, 사계절, 一九九九年、二五七～二六二頁。
- (6) 山尾幸久前掲註(1)論文、一五五～一五八頁。林起煥「高句麗集権体制成立過程의研究」、慶熙大学校博士学位論文、一九九五年、一五一～一五三頁。
- (7) 前掲註(5)を参照。その中で末松保和と武田幸男は「五部」王都の部族的な区画」、노태돈は「五部」王都の行政的な区画」と把握している。김현숙『고구려의영역역시배방식연구』, 모시는사람들, 二〇〇五年、三五七～三七一頁(初出は一九九七年)は「外評五部」を否定する立場をとっているが、これが存在する可能性にも注意を払っている。
- (8) 「王都の行政的な区画」である「東部」など部の名称

に方位を冠するもの(以下、「方位名部」と略称する)は故国川王期(一七九～一九七)に最初に史料に登場し、従来の「部族的区画としての部」である「桂婁部」など部の名称に固有の地名を冠するもの(以下、「固有名部」と略称する)と併存したが、平壤遷都(四二七)以前にあたる西川王期(二七〇～二九二)以降は固有名部を代替するようになった。「노태돈前掲註(5)書、一六四～一六九頁(初出は一九七五年)」。方位名部が「王都の行政的な区画」であり、固有名部と六〇年以上併存したため、固有名部は王都(方位名部)を含む「桂婁部」以外にはすべて「方位名部」王都」の郊外に存在すべきである。つまり、固有名部の地域的範囲は王都の郊外である「内評」畿内」とほぼ同様である。

- (9) 山尾幸久前掲註(1)論文、一五五～一六〇頁。김현숙前掲註(7)書、三五七～三七一頁。

(10) ①北部褥薩高延壽・南部褥薩高惠眞、帥我軍及靺鞨兵十五萬救安市。…延壽・惠眞、帥其衆三萬六千八百人請降、入軍門拜伏請命。帝、簡褥薩已下官長三千五百人、遷之内地。餘皆縱之、使還平壤。…以高延壽爲鴻臚卿、高惠眞爲司農卿。…②高延壽・高惠眞、請於帝曰、「…烏骨城褥薩、老耄不能堅守、移兵臨之、朝至夕克。其餘當道小城、必望

風奔潰。然後收其資糧、鼓行而前、平壤必不守矣。」(『三國史記』卷二一、高句麗本紀九・宝臧王上)。

(11) 『冊府元龜』卷一七〇、帝王部・來遠の貞觀一九年(六四五)七月にはほぼ同様の内容を伝えながらも兩人を「軍主」と表記し、軍事的性格を「褥薩」より明確にしている。

(12) 前掲註(11)史料には高延寿を「位頭大兄」、高惠真を「大兄」と記している。『高麗記』によると、位頭大兄は従三品、大兄は正五品に相当し、特に位頭大兄は機密を掌るなど国家の重要な決定に参加できる。

(13) 外評五部そのものではない場合には、統轄する範囲が外評五部より狭く、軍管区の数はいくつより多い可能性が高い。高句麗遺民の募誌銘を参照すると、褥薩に相当する柵城都督(柵州都督ともいう)。「李他仁募誌銘」・「高質募誌銘」・「高慈募誌銘」、建安州都督(高遠望募誌銘)・「高欽德募誌銘」、遼府都督、海谷府都督(「高乙德募誌銘」、磨米州都督(「南单德募誌銘」)などが見える。烏骨城まで含めてこれらの事例をすべて数えたと、外評には五つ以上の褥薩があったことになる。さらに、高句麗を滅ぼして設置した安東都護府所属の都督は九人であったため、現在の状況では褥薩が駐在した外評の数を五つであるとはいえず、

高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について

五つ以上である可能性が高い。

(14) (本文)「官崇九等。(本文注) 高麗記曰、「…又其諸大城置褥薩、比都督。諸城置處閭近支、比刺史、亦謂之道使。道使治所名之曰備。諸小城置可邏達、比長史。又城置婁台、比縣令。…」。(『翰苑』卷三〇、高麗伝)

(15) 外置州縣六十餘城。大城置褥薩一、比都督。諸城置道使、比刺史。其下各有僚佐、分掌曹事。(『旧唐書』卷一九九上、高麗伝)

(16) 『高麗記』については、『旧唐書』経籍志・『新唐書』芸文志などに伝えられる『奉使高麗記』の略称であり、唐の陳大徳が帰国後に高句麗の地理・風俗関係の情報をまとめた報告書であるともいい(吉田光男前掲註(2)論文、一七〇―二四頁)、陳大徳の報告書は『高麗記』であり、『奉使高麗記』にはその前後の使節らが収集してきた報告書も含まれているともいう(武田幸男『高麗記』と高句麗情勢)『于江権兌遠教授停年紀念論叢』、世宗文化社、一九九四年、一三一―一三四頁)。

(17) 東晋・南朝については嚴耕望『中国地方行政制度史』乙部、中央研究院歴史語言研究所、一九六三年、一八四―一九一頁を、北朝については同書、五六〇―五六六頁を参照。嚴耕望の見解は最近までも支持されている(周振鶴

鄭東俊

第九十七卷 四〇九

『中国地方行政制度史』、上海人民出版社、二〇〇五年、一五二頁を参照)。

- (18) 州、置總管者、列爲上中下三等。總管刺史加使持節。：開皇三年四月、：罷郡、以州統縣、改別駕・贊務、以爲長史・司馬。(『隋書』卷二八、百官志下・隋文帝) 大業三年定令、品目第一至于第九、唯置正從、而除上下階。罷諸總管、廢三師・特進官。：罷州置郡、郡置太守。：罷長史・司馬、置贊務一人以貳之。(同 『隋唐書』卷一、高祖紀) 丁巳、：改大總管府爲大都督府。(『旧唐書』卷一、高祖紀) 貞觀二十三年秋七月丙午、有司請改治書侍御史爲御史中丞、諸州治中爲司馬、別駕爲長史、治禮郎爲奉禮郎、以避上名。(同書卷四、高宗紀上)
- (19) 山尾幸久前掲註(1) 論文、一六〇～二六一頁。
- (20) 復有遼東・玄菟等數十城、皆置官司、以相統攝。大官有大對盧、次有大大兄・大兄・小兄・意俟奢・烏拙・太大使者・大使者・小使者・褥奢・翳屬・仙人并褥薩凡十三等、分掌内外事焉。(『周書』卷四九、高麗伝)
- (21) 貞觀十九年六月丁酉：先是、遼東城長史爲部下所殺、其省事奉妻子、奔白巖。上憐其有義、賜帛五匹、爲長史造靈輿、歸之平壤。(『資治通鑑』卷一九八、唐紀一四)
- (22) 「高提昔慕誌銘」に遼東城大首領という官名が見える。

「高玄慕誌銘」に見える本州都督という官名の「本州」が墓主の出身地である遼東をさす可能性が高く、前掲註(13)の遼府都督(「高乙德慕誌銘」)も同様に遼東城の都督(褥薩)を指すと推定される。さらに、「劉元貞慕誌銘」には「祖婁、寄遼爲褥薩」とある。

(23) 北魏では都督と刺史の下に同様の上佐が存在していた(巖耕望前掲註(17) 書、五二七～五二九・五六〇～五六六頁)。その影響を受けた高句麗でも同様であったと考えられる。

(24) 武田幸男前掲註(5) 論文、四二～四三頁。山尾幸久前掲註(1) 論文、一五八～一六一頁。林起煥前掲註(6) 書、一四九～一五四頁。召喚今前掲註(7) 書、三四五～三七二頁。

(25) 吉田光男前掲註(2) 論文、一二～一七頁。

(26) 柳元迪「唐前半期都督府外州の統属関係」『東洋史学研究』二二、一九八五年。ちなみに、礪波護は都督府を州の特別な形態と見なし(『唐代政治社会史研究』、同朋舎、一九八六年、二三六頁)、張創新は都督府を州と同級の地方政府と認識している(『唐朝地方行政編制論要』『史学集刊』一九九四―二、六～七頁)。

(27) 林起煥前掲註(6) 書、一五〇～一五四頁。余昊奎

『고구려 초기 정치사 연구』, 신서원, 二〇一四年, 五二四頁
五三五頁(初出は一九九七年)。四世紀～六世紀前半において、六世紀中葉以降と同様に三層の地方官(守事・太守・宰)を想定する見方もある(김현우前掲註(7)書, 二八一～二九六頁)。

(28) 노태돈前掲註(5)書, 二四二～二五七頁。

(29) 高句麗には「郡」が見えず、その長官に相当する「守事(太守)」が見えるが、具体的な職掌や管轄範囲などが不明であるため、中国王朝の「太守」と比較できない状況である。

(30) 紙屋正和「漢代刺史の設置について」『東洋史研究』三三―二、一九七四年, 三九～四一頁。小嶋茂稔「漢代國家統治の構造と展開」、汲古書院, 二〇〇八年, 一六八～一八六頁。

(31) 王勇華「前漢刺史の所屬について」『史学雜誌』一〇九―四、二〇〇〇年。後に同氏「秦漢における監察制度の研究」、朋友書店, 二〇〇四年に収録。

(32) 小嶋茂稔前掲註(30)書, 一七二～一八三頁。

(33) 森本淳「三国軍制と長沙具簡」、汲古書院, 二〇一二年, 四二～四五頁(初出は二〇〇六年)を参照。

(34) 竹園卓夫「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する

覚え書き」『集刊東洋学』三七、一九七七年, 九二～九五頁。
一〇五～一〇七頁。

(35) 小嶋茂稔前掲註(30)書, 一四七～一五〇頁。

(36) 外十二州、每州刺史一人, 六百石。: 皆有從事史・假佐。本注曰、「員職略與司隸同。無都官從事。其功曹從事爲治中從事。」(『統漢書』百官志五、刺史、每州各一人。: 前漢世、刺史乘傳周行郡國、無適所。後漢世、所治始有定處、止八月行部、不復奏事京師。(『宋書』卷四〇、百官志下)

(37) 植松慎悟「後漢時代における刺史の「行政官化」再考」

『九州大学東洋史論集』三六、二〇〇八年, 一〇～一七頁。

(38) 石井仁「漢末州牧考」『秋大史学』三八、一九九二年, 一〇～一八頁。石井仁は刺史として「監軍使者」を兼ねたのが「州牧」であり、そのほとんどが將軍号を帯びたことに注目する。つまり、「州牧」は刺史の行政監察權、「監軍使者」の軍事監察權、將軍号の軍政權・軍令權をすべて有していたことになる。

(39) 石井仁「都督考」『東洋史研究』五一―三、一九九二年, 五六～六三頁。

(40) 小尾孟夫「六朝都督制研究」、溪水社, 二〇〇一年, 二九～五二頁。

(41) 小尾孟夫前掲註(40)書、二九〇―二〇〇頁。周振鶴前掲註(17)書、三三七―三三九頁。小尾はこのような複数の刺史に対する都督の軍事的支配を「多州都督制」と呼んでいる。

(42) 小尾孟夫前掲註(40)書、八八―一二〇頁。周振鶴前掲註(17)書、三三七―三三九頁。

(43) 嚴耕望前掲註(17)書、一五一―一五五頁。

(44) 嚴耕望前掲註(17)書、五〇五―五二九・五三七―五四一頁。

(45) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年、三〇四―三三三頁。

(46) 『三國志』卷一、武帝紀の建安十八年冬十月条、建安二十年秋七月条。

(47) 『三國志』卷三、明帝紀、『晋書』卷五、懷帝紀の永嘉六年八月己亥条に見える「陰平都尉董冲」が最後の事例である。『通典』卷三六・三七にも魏・晋の官品には「州郡國都尉」が見えるが、劉宋の官品には見えない(嚴耕望前掲註(17)書、四〇四―四〇七頁を参照)。

(48) 石井仁前掲註(38)論文、一〇―一五頁。高句麗においても、褥薩は直屬部隊を有して道使の軍隊を軍事的に監督する一方で、行政における道使への直接的な関与はでき

なかったと思われる。また、刺史を兼ねることが普遍的ではないために治所の行政権がまだ確立されていなかった曹魏・西晋の都督とも性格が異なっていたといえよう。

(49) 東晋・南北朝においては、都督や刺史の治所または行政的な管轄区域内の郡太守は、その上佐(長史・司馬)が兼任することが多かった(嚴耕望前掲註(17)書、一八四―一九一・五六〇―五六六頁)。

(50) 「還至國置上大開土地好太聖王、緣祖父□余、恩教奴客牟頭婁□□牟、教遣令北夫餘守事。」(「牟頭婁墓誌銘」)「守事」と「太守」の類似性を指摘した見解としては、林起煥前掲註(6)書、一五〇―一五四頁、ㄴ 印芒前掲註(5)書、二四二―二五七頁などがある。

(51) 窪添慶文「楽浪郡と帯方郡の推移」『東アジア世界における日本古代史講座』三、学生社、一九八〇年、四八―五〇頁。窪添慶文は先端の技術・思想などは習熟した人間の派遣を媒介として伝えられたと述べている。

(52) 林起煥前掲註(6)書、一五一―一五四頁。余昊奎前掲註(27)書、五二四―五三五頁。

(53) 高句麗は前漢・後漢の中央政府に使節を派遣したことが見えない。また、玄菟郡など漢の郡県との交流も境界の「曠溝漢」を媒介とすることであるため(『三國志』卷三〇、

高句麗伝)、それを通じて地方行政機構を受容したとは考えがたい。

(54) 二十五年十二月、王遣使詣燕、納質修貢、以請其母。

燕王雋許之、以王爲征東大將軍・營州刺史、封樂浪公、王如故。〔三國史記〕卷一八、高句麗本紀六・故國原王

二年六月、秦王苻堅遣使及浮屠順道、送佛像經文。王遣使廻謝、以貢方物。(同 小獸林王)

(55) 前燕は慕容儼期(三四八〜三六〇)である三三二年前後に「太守」の上に「刺史」を設置したと推定される(池培善『中世東北亞史研究——慕容王国史——』、一潮閣、一九八六年、一五〇〜一五四頁)。前秦は苻健期(三五二〜三五五)から「州牧」と「刺史」の存在が見え(朴漢濟『中国中世胡漢体制研究』、一潮閣、一九八八年、五九〜六九頁、「太守」も『晋書』苻生(三五五〜三五七)・苻堅の載記に多く見える。

(56) 池培善前掲註(55) 書、五四〜五五・一〇九〜一一二頁。

(57) 안정준「4〜5세기 고구려의 중국系流移民수용과 그지배방식」『한국문화』六八、ソウル大学校奎章閣韓國学研究院、二〇一五年、一二三頁の表一。

(58) 佟寿の墓は、一九四九年に黄海道安岳郡で発見された

高句麗時代の壁画古墳であり、築造様式や壁画の存在などから後漢〜曹魏における塚室墓の影響が強い石室墓である。その墨書銘には、「使持節都督諸軍事平東將軍護撫夷校尉樂浪□昌黎玄菟帶方太守都鄉侯」という彼の官名が記されている。

(59) 佟利の墓は、一九三三年に平壤駅の構内で発見された高句麗時代の塚室墓である。その紀年塚には、「遼東韓玄菟太守」という彼の官名が記されている。

(60) 안정준「6세기 고구려의 北魏末流移民수용과 「遊人」 『東方学志』一七〇、延世大学校国学研究院、二〇一五年、一一〜二四頁。

(61) 鄭東俊「高句麗・百濟律令における中国王朝の影響についての試論——所謂「泰始律令継受説」をめぐって——」『国史学』一一〇、二〇一三年、二三頁。

(62) 오영찬「낙랑군연구」, 사계절, 二〇〇六年、一三二〜一四四頁。

(63) 오영찬前掲註(62) 書、二〇八〜二二一頁。

(64) 오영찬前掲註(62) 書、一九三〜二二一・二三三〜二三八頁。

(65) 孔錫龜『高句麗領域擴張史研究』、書景文化社、一九九八年、七二〜七三頁。

高句麗における中国王朝の地方行政制度の影響について

鄭東俊

第九十七卷 四一三

(66) 『안정준前掲註(57)』論文、一二七～一二九頁。

(67) このことについては『안정준前掲註(57)』論文、一一四～一一七頁を参照。

(68) 高句麗から東晋・南朝に使節として派遣された高翼(四一三)・馬婁(四二四)・董騰(四五五)などが挙げられる(『宋書』卷九七、高句麗国伝)。

(69) 後漢からの亡命者と旧帯方郡出身者は、高句麗で新しい政治勢力を形成するために、中国王朝の法制度に関する

専門知識をもって高句麗の王権に近づいたと考えられる。その結果、彼らの後裔は五世紀以降に高句麗の官人として活躍できるようになったが、その勢力を維持するためには、唯一の存立基盤である中国王朝の法制度に関する専門知識を六世紀以降も持ち続けることが必要であったと推測される。

(成均館大学校史学科兼任教授)

THE TOYO GAKUHO

Vol.97, No.4 - March 2016

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

The Influence of Chinese Dynasties on the Local Administrative System of
Goguryeo: A Comparison with the *Lianghan-Weijin-Nanbeichao* Period

JEONG Dongjun

This article compares and examines the organization and duties of local government officials during the *Goguryeo* 高句麗 and *Lianghan* 兩漢-*Weijin* 魏晉-*Nanbeichao* 南北朝 Periods with the aim of examining the so-called “three classes interpretation” of the local administrative system in the kingdom of *Goguryeo*.

Local administration during the *Goguryeo* Period was composed of three classes for the military system—*Oebyeong* 外評 (province), *Bi* 備 (county) and *Seong* 城 (castle)— and two classes for the civil administrative system—*Daeseong* 大城 (provincial castle), *Jeseong* 諸城 (principal castle) and *Seong*.

In dynastic China governors (*cishi* 刺史) were appointed as regional inspectors from the reign of Emperor Wudi 武帝 of the Former Han Dynasty and then were stationed permanently in capitals of *zhou* 州 (provinces) from the beginning of the Later Han Dynasty. After the appearance of the post of governor-general (*zhoumu* 州牧) during the last period of the Later Han, *cishi* began to seize both administrative and military power in the provinces. Provincial military commanders (*dudu* 都督) functioned merely as inspectors up to the Caowei 曹魏 and Xijin 西晉 Periods, but they came to assume the position of *cishi* in the administrative centers of military districts and became independent as provincial governors from the Dongjin 東晉 and Nanbeichao Periods on.

In dynastic China’s *jun-xian* 郡県 (county and prefecture) system, *jun* were administered by senior subalterns (*zhangli* 長吏) such as *taishou* 太守 (county governor), *duwei* 都尉 (county commander) and *juncheng* 郡丞

(aides), while those hierarchy of prefectures was comprised of *xianling* 県令 (prefectural governor), *xianwei* 県尉 (prefecture commander) and *xiancheng* 県丞 (aides).

In Goguryeo the post of *yoksal* 褥薩 was institutionally influenced by *zhoumu* of the Later Han Dynasty; and *susa* 守事 (county governor) by *taishu* during the reign of Muronghuang 慕容皝 in the Earlier Yan 燕 Dynasty, while *garadal* 可邏達 (chief aides to governors) and subalterns under them was influenced by officials under the *dudu* system of the Beichao 北朝 Period. Goguryeo was also influenced by Chinese local government officials fleeing to Goguryeo from northern China (*Huabei* 華北), while the administrative system of Lelangjun 樂浪郡 and Daifangjun 帶方郡 may also have exerted some influence, as well.

The author concludes from the above comparison that the local administrative organization of Goguryeo was not influenced by China's three-class system of *zhou-jun-xian* 州郡縣 instituted during the Nanbeichao period, but rather by the two-class *jun-xian* system, which predated it.

Views on Mosque Management of the Chinese Islamic National Salvation Association during the 2nd Sino-Japanese War

YAKUBO Noriyoshi

During the 2nd Sino-Japanese War, the fact that life in Chinese Muslim communities centered around mosques (*qingzhensi* 清真寺) dispersed throughout the country by no means implies that Muslims were isolated from the political power and society outside their communities. The research to date on Muslims and Muslim communities during wartime mainly emphasizes the aspect of their anti-Japanese resistance activities, efforts to rescue the nation from foreign danger and their overall patriotism, in an effort to maximize their contributions to the Chinese war effort. However, for Muslims, the political environment created during wartime could not be separated with their daily lives and religion. Therefore, more attention should be paid to the many diverse aspects of the relationship between Muslims and the War.

For example, during the War, the Chinese Islamic National Salvation